

松江市告示第 414 号

松江市街頭防犯カメラの設置及び運用に関する要領（平成 27 年松江市告示第 14 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 12 月 16 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(個人情報保護条例の遵守) 第 10 条 管理運用責任者等は、この要領に定めるもののほか、 <u>個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)</u> に規定する事項を遵守し、個人情報の保護のため適切な措置を講じなければならない。 別記様式 別紙のとおり	(個人情報保護条例の遵守) 第 10 条 管理運用責任者等は、この要領に定めるもののほか、 <u>松江市個人情報保護条例(平成 17 年松江市条例第 15 号)</u> に規定する事項を遵守し、個人情報の保護のため適切な措置を講じなければならない。 別記様式 別紙のとおり

<改正後>

別記様式（第9条関係）

画像情報提供記録簿

提供日時		
提供場所		
提供先	所属機関	
	職・氏名	
	連絡先	
提供の目的		
提供する画像の内容		提供する画像の撮影場所： 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
提供の条件		
その他特記事項		

<改正前>

別記様式（第9条関係）

画像情報提供記録簿

提供日時		
提供場所		
提供先	所属機関	
	職・氏名	
	連絡先	
提供の目的		
提供する画像の内容		提供する画像の撮影場所： _____ 平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで
提供の条件		
その他特記事項		

附 則

この告示は、令和 7 年 12 月 16 日から施行する。